

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 川越狭山自転車道線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市芳野台一丁目一〇三番二 四地先から同市芳野台一丁目一 〇三番八地先まで		区 間
三・九〇ゝ 一六・一〇	三・四〇ゝ 三・九〇	敷地の幅員 (メートル)
六七・〇〇		延長 (メートル)
堤防工事に伴う迂 回路の設置		備 考